

REEL No. 1-0712

0269

門類 6
項 7
號

第一章
阿富汗斯坦國王ノ現在地位ト其勢力
現王「アマニユラ、カン」ハ一九一九年「ハビブラ、カン」ノ後ヲ襲ヒテ即位セシ以來印度西北國境ヲ脅威シテ印阿戰爭ヲ醸成シ其成果ヲ觀ルニ至ラザリシト雖時恰カモ世界大戰ノ直后トテ民族自決ノ聲宇内ニ漲リ幾多ノ小邦各所ニ蹶起スルノ時代風潮ハ野心勃々タル阿富汗國王ヲ刺激シ遂ニ阿富汗ノ獨立ヲ觀ルニ至レリ英國亦印阿戰ノ勝利ヲ抛チテ昨冬其獨立ヲ承認シ改メテ國交關係ヲ初メタルハ素ヨリ其政策ニ基ツキ其名ヲ捨テ實ヲ採リタルコト恰モ一八六六年戰役ノ後「ビスマルク」カ對埃懷柔政略ニ出テタルモノニ髣髴タルモノアリ

ア
フ
カ
ン

已號用紙

外務省

(已號用紙)

阿富汗王ハ爾來銳意國內ノ施政ヲ改善シ産業ヲ獎勵シ且教育ヲ普及シ以テ獨立國家トシテ面目ヲ保有スルニ汲々タルモノアリ之レカ爲メ從來ノ專制政治ヲ排シテ中央及地方ノ統治機關ヲ整理シ歐洲列強ノ進化セル文物ヲ模倣センカ爲メ多數ノ研究生ヲ派遣シ特ニ我日本ノ明治時代ニ於ケル急速ナル進歩ニ鑑ミ國內平定ノ必要上確乎タル陸軍力ノ充實ニ主力ヲ傾注シツツアルノ情況ナリ又之ヲ外ニシテハ歐米先進國ヲ誘説シテ之ト國交ヲ求メ在來ノ鎖國主義ヲ一蹴セリ
雖然仔細ニ同國ノ現狀ヲ觀察セハ之ヲ印度ヨリ國外判斷ヲ下スト國內ニ步ヲ投シテ現地觀察ノ結果トハ霄壤ノ差ナキ能ハス以下項ヲ分チテ記述スルトコロアラントス

外務省

(一) 現王ハ年齡僅カニ三十有二歳ニシテ同國在來ノ蔽風タル一夫多妻主義ヲ一掃センカ爲メ自ラ一夫一婦ノ範ヲ垂レ從來諸王ノ國主專横的態度ヲ改變シ專ラ善政ヲ布クニ全力ヲ傾注シ其絶倫ノ精力ヲ以テ内外諸般ノ政務ヲ處理シ日常僅カニ四時間ノ睡眠ヲ採ルノミト傳ヘラル而シテ國王ノ此精勵ハ全國民ニ傳搬シ上下舉リテ相呼應シ同國ノ爲メ精忠精勤ヲ拔キンスルノ風普カラントスルハ同國將來ノ爲メ慶賀スヘキモノアリ雖然國內ニ於ケル教育、産業ノ現狀ハ餘リニ幼稚ニシテ毫モ國王ノ要求ヲ容レサルヲ如何セン即チ國王ノ直接顧問タルヘキ閣僚其他國王ヲ補佐スヘキ要路者ハ其大部不完全ナル素養ノ持主ニシテ一ニヲ除キテハ宇内ノ事情ニ通セサルナリ又阿

(已號用紙)

外務省

富汗ノ全土ハ巖石大牙タル連山ナルカ塵埃天ヲ蔽フ砂漠地帯ニシテ給水ノ至難ナル爲メ農産物ヲ得ルニ容易ナラサルハ一度同地ヲ訪ヘルモノノ等シク首肯スル所タルト同時ニ鑽石類ノ天産物ニ對シテハ未タ殆ント之カ精査ニ着手セサル情況ナリ此ニ於テカ國王ノ性急ナル國土ノ開發ト施政トハ事毎ニ現狀ニ適セサル爲メ諸法令諸規則ハ朝令暮改ノ有様ナリ加之國王ヲ初メ要路者ハ一步ヲ國外ニ踏出テサル半可通ニシテ而モ外國ノ文明ヲ一舉ニ貧弱ナル國內ニ強フル爲メ施政上幾多ノ不合理ヲ惹起シツツアリ

(二) 由來代々ノ國王ハ「コーブル」、「ジャララバッド」等首都近郊ノ外ニ步ヲ移シタルモノナシ現王亦此亞流ヲ承ケ其足跡

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

ハ國內ノ一局地ニ限度セラレテ王威全邦ニ及ハス故ニ愚昧ノ國民ハ「アミール」(國王)ノ稜威ニ浴スルノ途ナシ加フルニ國內ノ交通不完備ノ爲メ統治不徹底ナルヲ如何セン

(三)阿富汗全土ヲ通シテ智識階級又ハ富豪ノ徒ハ殆ント皆無ト稱スルモ亦過言ニ非ルヘシ從テ全土ヲ通シ國王ノ一族並其最高官憲ト赤貧洗フカ如キ遊牧ノ人民トノ二階級ニ分布セラレ中産階級ノ兩者ヲ結フモノナシ之レ同國將來ノ發達ニ一大阻害ヲ與フルモノニシテ統治上至難點タラサル能ハス

阿富汗ヲ旅行スル者ハ諸村諸市悉ク土製ノ貧弱ナル住家ヲ見ルノミト稱スルニ一致ス而シテ稀ニ高燥ナル白壁ヲ圍繞スル建物ヲ發見セハ之レ「アミール」ノ宮殿又ハ其客舍ナラサル

外務省

(已號用紙)

ナシ實ニ「アミール」ハ宮殿道樂ト謂フヘキカ首都附近到ル所ニ盛ニ宏大ナル宮殿ト善美セル「アリアン」式庭園トヲ新築シツツアルモ一面ヨリ之ヲ觀察セハ愚昧無智ノ國民ハ過去ニ於テ之ニ意ヲ介セサリシト雖今日以后同國ノ開國ハ國民ノ教育普及ト併セテ世界思潮ノ流入ニ伴ナヒ安定ナル國王ノ基礎ハ何時革命ノ襲フ所トナラサルヲ保シ難シ素ヨリ「アミール」ハ露國ノ過激思想ニ反對ナルヤニ聞知スルモ同國內勞働露西亞ノ勢力ハ之ヲ侮リ難キ現在ニ於テ同國ノ現勢ハ一層大ナル危險ノ噴火山ニ在リト謂フヘキカ

前王ノ虐殺事件ハ其原因ヲ異ニスルモ現王ノ治世ハ未タ君主專制ノ域ヲ去ラスシテ其文化ヲ求ムルニ餘リニ性急ナルハ同

外務省

國將來ノ爲メ惜シムヘシトナス

(四) 現國王ハ同國ヲシテ一舉ニ世界列強ト比肩セシムルノ考慮アルニヤ其外國トノ親交ヲ求ムルニ一大努力ヲ注クノ言動アリ之カ一例トシテ首都其他ニ對歐米人對土耳其人及對印度人ヲ各別トスル客舎ヲ設立シ常時官仕ヘ人ヲシテ之等ノ接待ニ從事セシム此他外務省ニハ六名ノ外人接待專任者アリ而シテ國王以外對外宣傳ニ熱中シ其駐外使臣ノ近時新紙ニ掲載スルモノハ其多クハ誇大セル事實ニシテ之ヲ同國ノ實情ト比スレハ針小棒大ノ甚大ナルヲ知ルヘシ

如上現國王ハ熱心ニ對外宣傳ニ努メツツアルニ係ハラヌ其開國的措施ハ往々ニシテ之ト一致セサルモノアリ即チ過度ニ國

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

内資源ノ外人ニ蹂躪セラルルヲ恐レ四圍ニ通スヘキ鐵道其他ノ交通路開築ヲ以テ時期尙過早ナリト做スカ如キ其一例トシテ見ルヘシ

以上阿富汗王ノ表面的絶大ナル勢力ニハ陰然危惧ノ潜在ナシトセサルモ同王ノ意志ハ豹變セザルナキヲ保シ難キニヨリ今后時勢ノ進運ニ伴ヒ善政其宜シキニ從フニ於テハ前王ノ轍ヲ履ムコトナカルヘシト思惟セララル

外務省

REEL No. 1-0712

0273



第百五十一号

國內施政ノ現状ト將來

目次

- 第一款 一般ノ情態
- 第二款 中央行政
- 第三款 地方行政
- 第四款 東方國境ニ對スル政策
- 第五款 司法
- 第六款 財政
- 第七款 貨幣
- 第八款 灌溉
- 第九款 雜件

(已號用紙)



外務省

(已號用紙)

第一款 一般ノ情態

在來君主專制國タリシ阿富汗斯坦モ近時英露ノ勢力範圍ヲ脱逸シ英阿協約締結以降立憲君主國ヲ標榜スルニ至レリ雖然其行政司法ハ未タ不整然タルモノニシテ單ニ形體ヲ具備スルト謂フニ過キス抑モ阿富汗人ハ標行ニシテ冷靜、物ニ動セサルノ風ヲ備フ而シテ古來武ヲ好ムコト今尙變セス從ツテ現王施政ノ根義ハ軍隊ヲ以テ完全ナル施政實施ヲ強ユルノ情勢ナリ吾人ノ最モ奇トスル所ハ内閣々僚知事、外國駐劄使臣等ハ文官出身ナルニ係ハラズ名譽將官 (General)ノ稱號ヲ冠スルコト之レナリ現ニ外相ハ大將ニシテ同次官ハ二等少將タリ又陸軍士官學校卒業者モ本人ノ希望ニヨリ高等文官ノ地位ニ就キ得ルノ制度アルカ如キ其一例ナリトス

外務省

REEL No. 1-0712

0274

要スルニ阿富汗王國ノ施政ハ未タ過渡時代ニシテ法令諸規則ハ單ニ形式ニ過キサルト云フノ外ナク今后之レカ完備ノ域ニ到達スルハ前途遠達ナリト謂フヘシ

(已號用紙)

外務省

第二款 中央行政

阿富汗國中央行政諸機關ハ前々王「アブ・タル・ラーマン」之ヲ創設セシカ當時ハ純然タル君立專制度ナリシヲ以テ諸官省ノ組織ハアレ共單ニ名目ヲ有スルノミナリキ此ニ於テカ現王ハ銳意立憲的行政機關ノ組織編成ニ努メタル結果次ノ諸官省ヲ構成スルニ至レリ

外務省、各省中最勢力ヲ有シ活動シツツアリ

内務省、未タ完備スルニ至ラス

商務省、諸統計ナキヲ以テ未タ業務ノ實施充分ナラス

財務省、目下調査中ニシテ活動スルニ至ラス

逓信省、通信業務頗ル幼稚ナリ

陸軍省、他省ニ比シ比較的發達セアリ

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

司法省、未法令ニ精通スルノ名士ヲ缺ク
文部省、學制ハ漸クニシテ其出發點ニ達シタルノミ
右ノ外教法局、木土局、記録局、醫務局等ノ獨立小局アルモ之レ
アブダル、ラーマン、時代ノ遺物ニ過キス現ニ醫務局ノ如キ所謂漢
法醫ノミニシテ「アフカニスタン」全土ヲ通シテ惡疫傳染病ハ横行
自在ナル現狀ナリ
右諸官省長官ヲ含有スル内閣アレトモ首相ハ有名無實單ニ員ニ備ハ
ルノミニシテ其實權ハ外相ノ手ニ在リ
目下閣議ト稱スヘキハ外相ヲ長官トシテ各省局長官計十五名ヲ以テ
毎週一回外務省ニ集合シ施政外交等ニ就キ協議スルノミニシテ地方
代表者ヲ以テスル國會ナルモノナシ

外務省

(已號用紙)

郵便事務ニ就キ一言セハ首都「コーブル」ニ一ノ郵便局アリテ市内
ニ郵便箱ヲ有セス而シテ印度國境「ベシヤワ」間ニ毎週二回ノ郵
便物ノ發受アルノミ且此等郵便物ハ悉ク駱駝ノ背上ニ運搬セラルル
ヲ以テ兩地僅カニ百五十有餘哩間ヲ一週日ノ時日ヲ要スルノ現狀ナ
リ電信通信ハ印阿兩國境端末點タル「ランヂカナー」及「ダツカ」間
ニ電線ナキヲ以テ直通スルニ至ラス但シ本通信ハ駐阿英國公使ノ盡
力ニ依リ近ク開通セラルヘシト報セラル
首都「コーブル」ニ於ケル社會的施設ハ^殊行者ヲシテ隨意宿泊セシ
ムヘキ方屋式小建物(内部ニ一物ヲ存セス)アルノミニシテ博物館
ノ如キハ最新式建築物ナルモ内容不備ニシテ毫モ其名ヲ表現スルモ
ノナシ

外務省

又「コーブル」都ニ發行スル新聞ハ三種ニシテ其内容ハ印度ニ發行
 スル新紙ノ再録ニ過キス素ヨリ「ルーター」通信支部ノ存スルモノ
 ナク電報記事ハ概ネ過去ノモノニ屬シ觀ルヘキモノナシ、聞ク所ニ
 ヨレハ阿富汗全土ヲ通シ新聞十種ニシテ主ナル都會ニ於テ發行セラ
 ルト云ヒ英字新聞ナシ

(已號用紙)

外務省

第三款 地方行政

阿富汗ノ全土ヲ「アフガン、トルキスタン」「バダクシヤン」「ヘ
 ラット」「カンダハール」「ファラー」及「コーブル」ノ六行政州
 (Province)ニ大別シ更ニ之ヲ各郡ニ分ツ而シテ其統治者關係左ノ
 如シ

(已號用紙)

行政區分	統治者	職務
Province	Governor-General	土地所有者又ハ土地管 理者ヨリ歳入ヲ收集ス
District	District-Governor	土地所有者ノ争鬭ヲ和 解シ各郡ノ平穩ヲ維持 セシム
	District-Superintendent	
	Inspector	

各州ニ大小アルモ地區ニヨリテハ郡ノ大ナルモノ州ノ小ナルモノヲ

外務省

(已號用紙)

凌駕スルモノアリ
各州ト中央政府トノ間ノ交通不備等ノ關係ヨリ各地方行政ノ實蹟毫
モ擧カラサルハ止ムヲ得サル處ニシテ此ニ不思議ナルハ此等各州ハ
「アミール」ノ中央集權的行政ニ對シ支那ノ如キ毫モ獨立的態度ニ
出テサルコト是レナリ其原因多々アルヘキモ「アフガン」人ノ國家
的集團的氣分ノ缺如セルモノ其主因ヲナスニ非ルナキヤ

外務省

(已號用紙)

第四款 東方國境ニ對スル政策

阿富汗斯坦ノ最モ統治上ノ難點カ其東方ナル印度ト接壤スル地域ニ
在ルハ何人モ之ヲ首肯スル所タリ蓋シ該方面ハ古來幾多ノ蠻族割據
シ各爭鬪掠奪ヲ爲^恣ニシ印阿兩國ノ威力普及セサル地點ニシテ印度側
ニ於テ大々の討伐ヲ企劃セハ此等蠻族ハ阿富汗方面ニ逃走スルヲ常
トス過般英阿協調約成立ニ當リ本問題議題ニ上リタルモ阿富汗側ハ
印度側ノ要求タル兩者協同蠻族擧策ヲ容諾セサリシカハ今尙境上
不穩ヲ持續ス

阿富汗政府カ印度側ノ要求ニ應セサリシ大原因ト見做スヘキハ素ヨ
リ其財政逼迫ニ依ルヘキモ當時「アミール」ハ阿富汗境内ニ居住ス
ル蠻族ノ酋長等ヲ首都「コーブル」ニ糾合セシメ數ヶ月ニ亘リテ強

外務省

(已號用紙)

歴的交渉ヲ重ネ遂ニ之ト妥協ヲ遂ケ蠻族地帯ヲ以テ阿富汗國ノ干涉セサル獨立地域ト決定シタルコト是レナリ
近時聞ク所ニヨレハ駐阿英國公使「ハンフレー」ハ阿富汗當局トノ間ニ國境統治上相互一致ノ行動ニ出ツヘキヲ協議シツツアリト報セラルルモ「ゴフスト」又ハ「カンダハー」ノ地方官憲カ反英氣分ニ驅ラレテ累リニ蠻族領袖ヲ煽動シ印度境內蠻族ト呼應シ不穩行動ヲ反撥シアリト
之ヲ要スルニ印阿國境方面共ニ強大ナル兵力ヲ配置シテ蠻族鎮定ニ備フト同時ニ萬一ニ際シ兩國戰端開始ニ際スル集中掩護ニ利用スルノ服案アルハ明ラカナリ

外務省

(已號用紙)

第五款 司法

司法ノ現状ハ頗ル幼稚ニシテ行政ト區別スル所少ナク盜賊ハ至ル所ニ横行スルノ情態ナリ故ニ人民ハ首都附近ニ在リキテ常ニ銃器ヲ携持シ萬一ニ備フ國家亦治世ノ現状ヲ參酌シ武器彈藥ノ隨意販賣ヲ默許ス

近時司法省新設ト共ニ歐洲先進國ノ刑法ニ準據スル諸法令ヲ制定セルモ其多クハ翻譯ニ係ハリ現時ノ國情ニ適セサルヲ一般トス然レトモ右制定ニ基ツキ從來最高ノ法廷ト稱スル國王ノ獨裁的無法ナル死罪ノ實行ハ其跡ヲ絶チタルカ如シ
警察機關ハ國情上述ノ如クナルヲ以テ比較的大規模ニシテ之ヲ武装警察隊ト協同セシムル軍隊組織トナスコトハ恰カモ印度警察兵ノ如シ

外務省

其首都「コーブル」ノ内部要點並四圍ノ出入口ニ配置シ武器ヲ携持セシムル現状ハ如何ナル方面ヨリ觀察スルモ太平ノ御代ト謂フヲ得可カラサルナリ

各州ノ最高裁判官ヲ「カヂ」 Kazi ト稱シ巡查ノ長官ヲ「コトワル」 Kotowal ト名付ケ后者ハ警察隊及旅券係等ヲ統轄ス

(已號用紙)

外務省

第六款 財政

夫レ阿富汗ノ國土素ヨリ枯渴瘠乏ナルニ非ルモ未開發未踏查ノ現状ハ到底無^其財政状態ヲ整理スルニ由ナキコト喋々スルヲ要セス特ニ英阿協約成立ニ伴ヒ純然タル獨立邦家ヲ形成スル必要上從來印度政府ヨリ補助シタル年額一百八十萬留比ヲ拒絕セル以來内ニハ施^改攻^改善ノ爲メ又外ニハ新國際親交ノ爲メ多額ノ經費ヲ要シ財務省ノ運轉ハ頗ル窮境ニ在リト聞ク

現今政府ノ主要財源ト目スヘキハ土地稅、歲出入稅、關稅、果樹園稅、動物保有稅、郵稅、專賣特許稅等ニシテ輸出入ノ統計ハ頗ル曖昧ナルモノナリ

最近ノ統計トシテ印度政府調査ニ基ツクモノハ一九一三年ノ分ニシ

(已號用紙)

外務省

テ一千三百万留比(時價我五百万圓)ヲ出テサル如ク歳出ノ歳入ヲ
超過スル情況ハ不明ナリ尙聞ク所ニヨレハ國庫豫備金ハ一億五千万
留比ヲ現存スルナラント
在來阿富汗ノ財政ハ一般財政ト皇室財政トニ分^ナル者ノ費用多額ナ
リシモ近時財務省ハ此舊法ヲ改革シタリト報セラル

(已號用紙)

外務省

第七款 貨幣

「アブダル、ラーマン」王カ「ヘラツト」^カ「カンダハール」^カ「コー
ブル」ノ三種貨幣ヲ統一シテ「コーブル」市ニ造幣廠ヲ設置セシ以
來一日ノ製造力銀貨四万個ヲ算シタリシカ爾來同廠ノ製造能力ハ依
然トシテ大ヲ致ササル現狀ナリ同廠ハ二等少將ヲ長トシ兵器及絨材
製造所ノ一隅ニ存シ銀材ハ之レヲ輸入ニ仰キ金貨ハ目下製造ヲ中止
シツツアリト但シ銀銅^貨合シ日々ノ製造額ハ百万個ヲ出ツト聞ケリ
又同國ニハ紙幣ナク「コーブル」留比ハ印度留比ノ三分ノ二ノ時價
ナリ

(已號用紙)

外務省

第八款 灌溉

抑モ阿富汗ノ地勢タル北部ハ概ネ北部^{印度}又ハ波斯ニ似テ起伏跋狀地ヲ成形シ到ル所樹木ヲ有セサルヲ一般トス河川ハ此間ニ介在スト雖水量尠少ニシテ舟航ニ適セス又南部地帯ハ「ベルジスタン」ニ酷似スル砂漠地帯ニシテ流水ハ其ノ端末砂中ニ没去セラルル狀況ナリ故ニ阿富汗ノ地タル給水ノ不足タル所以ヲ以テ到ル所自然ニ放置セラレ農産地ハ小範圍ニ局限セラレ近時政府ハ銳意灌溉ノ法ヲ講シ「コーブル」並「カンドハール」地方ニハ運河ヲ施設シ給水ノ道ヲ啓クト雖未タ充分ナル能ハサルヲ如何セン情況右ノ如クナルヲ以テ政府ハ今後專ラ鑛産物ノ開發ニ努力スル方針ナリト聞ク

(已號用紙)

外務省

第九款 雜件

(一) 阿富汗政府ハ其内政ノ改善ヲ指導スル爲メ土國技師若干名ヲ顧問トシテ聘傭シツツアルモ不充分ナルヲ感シ目下研究生數十名ヲ佛獨、伊ノ三國ニ派シ勉學セシメツツアリ
聞ク所ニヨレハ此等諸國ヨリ専門家ヲ聘傭セムコトヲ企劃中ナリト云フモ「アミール」ハ歐洲人ニ對シ猜疑心深ク太々的開發ヲ見ルハ前途遠カラムト思惟セラレ
(二) 「アミール」ハ目下「コーブル」ノ附近ニ六哩平方ノ新市街ヲ構成中ニシテ獨人技師ノ下ニ約二千ノ土民ヲ指揮セシメ盛ニ工事中ナルヲ見タリ已ニ六ヶ月間ニ於テ宮殿敷地ヲ完成セリ
(三) 「アフガン」ニハ未タ銀行ナク又製紙場ナシ故ニ紙ハ輸入ニ仰キ

(已號用紙)

外務省

(已 號用紙)

居レリ

(四) 國內不穩ナル現狀ノ爲メ各村落ハ各別ニ大規模ノ土製方屋式建物アリテ内ニ六十有餘ノ家族生活シ鏡^銃眼ヲ備ヘ展望臺ヲ設ケテ萬一ニ對スル爲メ其人口ヲ最狹小ニスルヲ一般トシ一見奇異ノ觀アリ

外務省

(已 號用紙)



參謀本部 參秘第四五號第十二
印常報第二百〇八號

大正十一年十二月二十日

印度駐劄武官 谷 壽 夫

參謀總長子爵 上 原 勇 作 殿

報告事項

阿富汗斯坦國視察報告

第七號 (結尾)



外務省

自 第八章
至 第十二章

(已用紙)

外 務 省

第八章 交通

阿富汗ノ國タル四面ニ海ナク連山ト沙漠トヲ以テ周廻セル上從來
鎖國主義ヲ採レル關係上内外ノ交通ハ勿論未開發ノ内地亦良道ニ
缺如セルハ當然ノコト たり近時漸クニシテ國境ト首都最モ接近
セルベシヤリ及ケーブル間ニ自動車道ノ開設ヲ見シト雖モ爾來
毫モ修理ヲ加ヘサル爲メ路面ハ自動車其他諸車ノ爲ニ破壊セラ
レタルママニ放置セラレ特ニ橋梁ノ落下セル部分ハ砂礫ノ河上ヲ
追加スルノ已ムヲ得サカノ狀況ニシテ其他路面兩側ノ並木ハ内方
ニ傾斜シ快速力ノ自動車ヲシテ著シク其ノ進行ヲ遲滞セシムルモ
ノアリ

(已用紙)

外 務 省

國內ニ一ノ鐵道敷設セララサルモ現在ハ昨今先ツケーブル及

(已 號 用 紙)

「タムラマン」間僅カニ六哩ノ鐵道工事計ニ着手スルヲ許可シ
伊國技師ヲシテ測量ヲ初メシメント傳ヘラル而シテ阿富汗首府ト歐
洲方面並波斯ヘノ唯一ノ經路タル「ヘシヤリ」及「コーフル」間ノ鐵
道敷設問題ハ年來ノ懸案ナルモ國王ノ力敷設ニ同意セサルヲ以テ英
國側ハ斷然「ヘシヤリ」西側「シヤムラフト」ノ鐵道端末點ヲヲ
ンチカナ」(印阿國境ニ最モ接近セル部位)ニ延長スルニ決シ目下
全線ニ亘リ同時ニ工事ヲ開始シ兩三年中ニ完成ヲ見ルニ到ランカ阿
國外務次官ハ印阿境上「タツカ」ト「コーフル」間ノ鐵道ハ遅クモ
今后五年ノ后ニハ工事ニ着手スヘク次ニ「カネダハル」ト「ヘラツ
ト」間ノ大鐵道工事ヲ考案中ナリト抑モ本鐵道(要回參照)ハ英露
中東作戰上軍事上多大ノ價值ヲ有スルモノニシテ加之本鐵道完成ヲ

外 務 省

見シカ印度ヨリ歐州ヘノ直通陸上交通ニ見ルニ至ルヘキ重要線路
タリ次ニ阿國當局ハ「ヘラツト」「コーフル」間ノ鐵路敷設
モ考慮中ナリト謂フ

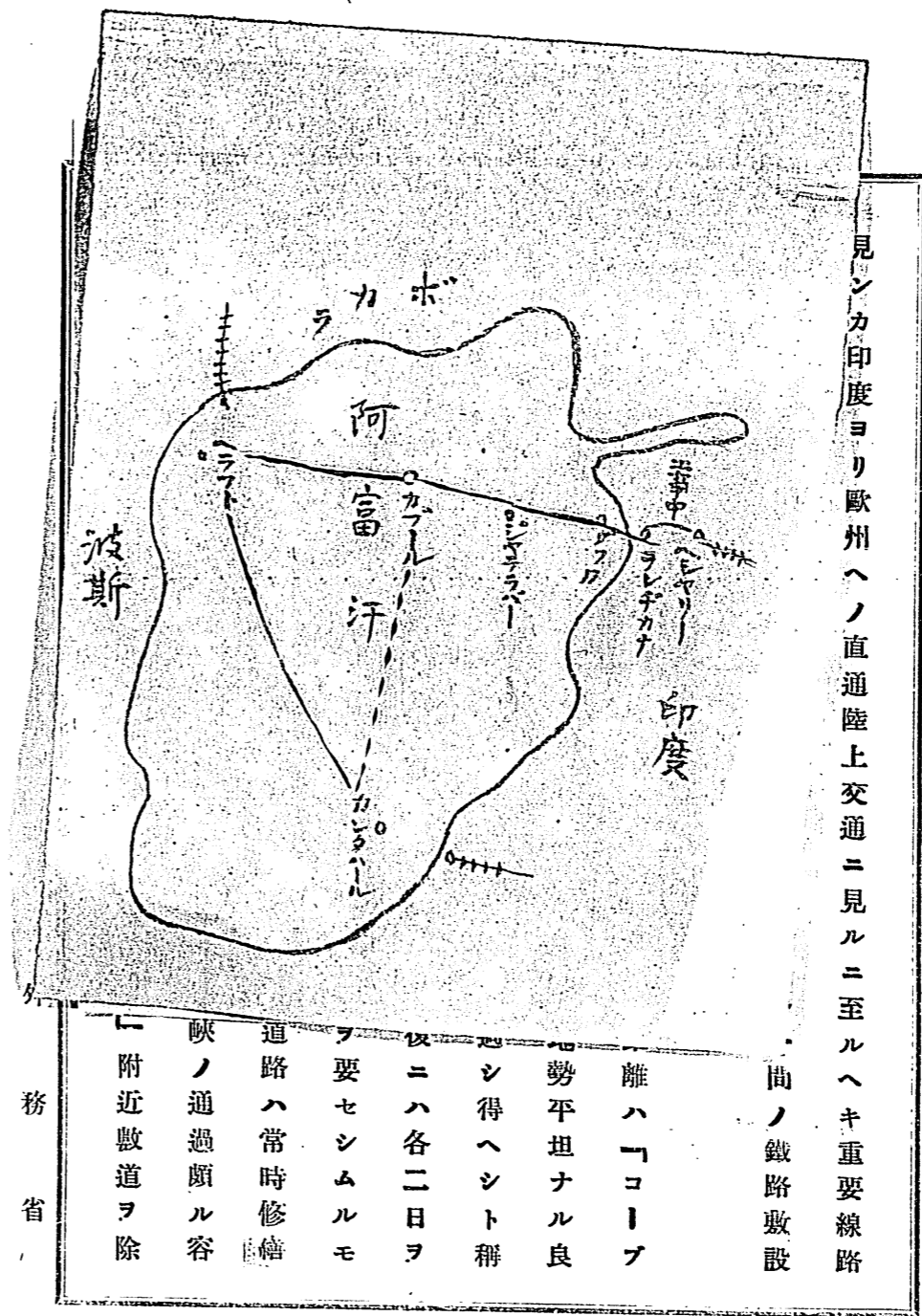
道路ニ就キテハ「コーブル」「カンダハル」間ノ距離ハ「コーブ
ル」「ヘシヤリー」間ノソレヨリモ長延ナリト雖地勢平坦ナル良
路ニ起因シ良好ナル情況ニアリトハ一日間ニ通過シ得ヘシト稱
セラル小官カ「コーブル」「ヘシヤリー」間ノ往復ニハ各二日ヲ
要セシハ「コーブル」ト國境トノ間ノ惡路ニ多時ヲ要セシムルモ
ノニシテ「ベシヤリー」ト國境間即チ印度領内ノ道路ハ常時修繕
工事ヲ反覆シアルヲ以テ有名ナル「カイドー」山峽ノ通過頗ル容
易ナリ此他「アフカン」國內ノ道路ハ「コブール」附近敷道ヲ除

(已號用紙)

外務省

REEL No. 1-0712

0286



(已號用紙)

(已 號 用 紙)

キ全ク騎道ニシテ馬背又ハ駱駝背ニヨリテ初メテ通過シ得ルニ過
キス
有線電信ハ「アフカニスタン」唯一ノ線路タル「コーブル」
「タツカ」間ニ用ヲナシ得ルノミニシテ之ヲ延長シテ「ベシヤリー」
ニ通セシメルニハ尙未タ若干ノ日數ヲ要スヘク目下本問題交渉ノ
爲メ英國公使努力中ナルコト上述ノ如シ但シ無線電信ハ「コーブ
ル」ヲ基點トシテ「ベシヤリー」「カラチ」及露領「コーカント」
ニ直通スト雖單ニ官用ヲ便スルノミ
郵便業務ノ幼稚ナル已述ノ如シ
阿國內ノ交通機關トシテハ乘馬乘駱駝ヲ主トシ「コーブル」及「ジ
ヤラバット」附近ニ「トンカ」ト稱スル一頭又ハ二頭若干輛アル

外 務 省

(已 號 用 紙)

ノミ國王ハ自動 車二十有余輛ト客用馬車數輛ヲ有スルヲ以テ狩
獵又ハ夏期^モ高殿地等ニ高級官衙ノ長官等ヲ伴ヒ旅行用トシテ専用
ス

外 務 省

第九章 雜件

(一) 醫術ノ件

未開發ナル阿富汗ノ地タル夏期ヨリ秋期ニ亘リ雨量少キ爲メ至ル處紅塵萬丈^天ヲ蔽フノ情況ナル上飲用水ノ設備ナク其他衛生上ノ設備缺如セル爲メ惡疫ノ逞マシキ流行ヲ恣ニスルノ状態ニシテ就中眼病、皮膚病、瘡癩等ハ到ル所病威ヲ逞マシウセリ加フルニ國民ハ入浴スルコトナク時時温水又ハ冷水ニテ身體ヲ洗フニ過キス從ツテ醫術ノ幼稚ナルハ説明ノ限りニ非ラスト雖モ「アブタル、ラアマン」王ノ在位間以降英人醫師ノ入國アリテ首府ノミハ多少清潔ニシテ衛生ノ設備アリ現今首府ニハ各國代表駐在スルモ歐人醫師ハ單ニ英人一名存在スルノミ而シテ國內未^ニタ病院ノ設立ヲ見

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

ス以テ一般ヲ推知スルヲ得ン

(二) 「ラマサン」祭

回々教上斷食后ノ「ラマサン」祭ハ夏期ノ頃約一ヶ月ニ亘リテ行ハル此期間國王以下諸官省諸學校ハ休日トシ上下擧テ盛大ナル所謂「オ祭騒キ」ヲナスヲ通常トス故ニ此期間如何ナル重要ノ緊急政務亦毫モ之ニ觸レサルハ世界上現時他ニ之ヲ觀ルヲ得サル現象ナランカ

(三) 地圖

阿富汗ノ地圖ハ悉ク英露ノ製圖ニ係ハルモ近時阿國陸軍省ハ一枚ノ製圖ヲ了ヤリ小官之ヲ見ルニ毫モ地形ヲ指示スルコトナク英國製圖ヲ燒キ直シテ地名ヲ波斯語ニ改メタルニ過キス

外務省

(四) 首府ニ一ノ劇場ナク活動寫眞場ナシ公園ト稱スルモノアルモ
設^没趣味ノモノニシテ國民ハ只無意ニ朝夕ヲ終ハルノミナリ之ヲ以
テ必スシモ業務ニ精勵ナリト認ムルヲ得ス而シテ毎夕九時號砲
ヲ發射シテ爾后人民ハ外出スルヲ禁シ安眠ニ就カシムルハ現王ノ
發案タルナリ小官ヲシテ此狀^態ヲ評ヤンカー一世紀ノ往昔ヲ俾ハシ
ムルト謂フヘキノミ

(已號用紙)

外務省

第十章 阿富汗ノ將來

以上阿富汗國ノ現狀ノ大要ヲ記述ヤリ而シテ同國カ現王以下ノ理
想トスル一大開發ヲ觀テ列國ニ恥チサル開發ノ域ニ達スルノ時期
ハ一ニ上下一致シテ各種方面ニ亘リ絶大ノ努力スルト否ヤトニ依
リテ素ヨリ遲速ヲ生スヘキモ同國ノ地位、地勢、四圍ノ狀態、國
民ノ發奮^カ努力ノ程度、農工業ノ現狀等ヨリ推定ヤハ前途頗ル^遠
遠ナルモノト判斷シ得ヘシ由來四周ニ海面ヲ有セサル國ノ長足ナ
ル發達ヲ齎ラシタル實例アルナシ
今日ト雖國王及一二ノ要路者ハ我帝國ノ神速ナル進歩ヲ夢想シ躍
氣ノ性力ヲ注クト雖下層國民ノ大部ハ未タ平然トシテ馬耳東風ノ狀
態度タリト謂フモ過言ニアラサルヘシ

(已號用紙)

外務省

但シ此ニ同國ノ爲メ近ク有望タルハ鑛産物ノ發掘ト土地ノ開拓トニアリ小官ハ同國ノ將來ハ此開發ニ導火線ヲ發シ先ツ國力ノ増進ト内治ノ秩序整然タル新樂土ヲ成形シ然ル後對外發展ヲ劃スヘキヲ的確ニシテ且捷路タリト信スルモノナリ然ルニ徒ラニ今日内政ヲ忽ニシテ一意對外宣傳ヲノミ事トスルハ同國發展ノタメ惜シムヘキコトトナス

(已號用紙)

外務省

第十一章 對日感情

由來有色人種カ白人ノ壓迫ニ反感ヲ持チ相互提携ヤヌトスルハ何國ヲ問ハスシテ共通ノ現象タリ然ルニ阿富汗斯坦國ニ至リテハ其對日感情本現象ヲ披テ、層一層桎梏ナルモノアルハ特ニ注目セサルヘカラス即チ同國ノ今日鎖國主義ヲ捨テ一大發奮ヤルハ我大日本帝國ノ一躍シテ班ヲ列強ニ伍スルニ至レルヲ觀タルカタメナリ此ニ於テカ小官今回ノ旅行ハ素ヨリ非公式ノ視察ナリシト雖日本人ノ第一人トシテ同國ニ足跡ヲ印スルヤ現國王アマニユラ、カン初メ諸大臣以下舉テ小官ヲ特待シ請フニ日阿ノ親善ヲ以テシ其國交開始ノ一日モ速カナランヲ希ヘリ而シテ商務大臣カ特ニ他ノ外國ニ輸出ヲ禁スルモノサヘ日本ヘハ特許ノ權ヲ講スト謂ヒ兵器製造斯長ハ日本武器ノ

(已號用紙)

外務省

購入ヲ懲懲シ陸軍次官ハ差遣武官ノ渡日ヲ欲シ其他日本ヨリ技師ノ聘用ヲ歡迎ヤントスル等其親日態度他邦ニ對スルモノト譽壞ノ差ナキ能ハサルハ茲ニ斷言シテ憚カラサルモノナリ以下尙盡ササル所アルモ事極秘ニ屬スルヲ以テ小官近ク歸朝ノ上報告スル所アラントス

(已號用紙)

外務省

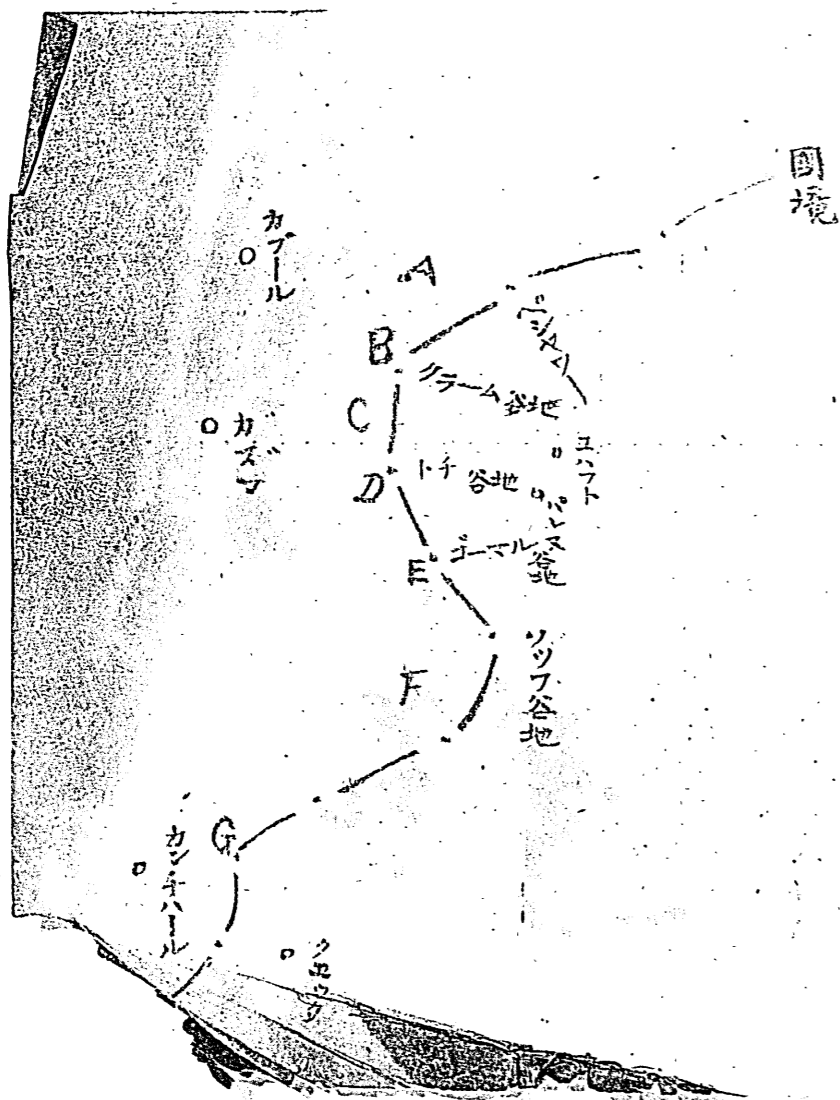
第十二章 結 言

前章ニ關聯シテ歸結スヘキ問題ハ我邦タルモノ國交開始ヲ肯スルヤ否ヤニアリ次ニ若シ愈々國交ヲ開始スルトヤハ其時期ノ問題はレナリ是等重要諸件ニ關シテハ阿富汗ノ現狀ニ鑑ミ小官ハ愚見アリ準備セル成案アリト雖本報告ニハ之ヲ省キ近ク歸朝ノ上口頭ヲ以テ報告セントス

終り。

(已號用紙)

外務省



印阿戦争時のアフガニスタン軍戦時兵力推定とその統制
 (Cis, Trans-, Durand 線(印阿国境線), Tribe 71-77 族兵力統制表)

	Durand line / 西		Durand line / 東		合計	
	戦間期	戦時	戦間期	戦時	戦間期	戦時
A. North line (Peshawar, Kabul 間)	66,000	40,955	48,950	24,786	114,950	65,741
B. Kurram line (Kurram 谷地 Kabul, Ghazni 間)	26,000	12,250	55,992	28,928	81,992	41,178
C. Gardez 及 Ghazni 間	20,000	14,000	+ ✓	+ ✓	20,000	14,000
D. Tochi line (Kohat, Bannu, Ghazni 間)	28,000	18,000(?)	39,950	195,000	67,950	37,500
E. Gomal line	18,000	11,500	17,700	8,800	35,700	20,300
F. Zhof line (Zhof 谷地 Kela Saikari Kalati, Ghigeli, Kan- dahar 間)	20,000	13,000	10,200	5,000	30,200	18,000
G. 南部 line (Quetta, Kandahar 間)	40,200	30,500	25,000	11,050	65,200	41,550
以上 計	218,200	140,205	197,792	98,064	415,992	238,269

アフガニスタン軍 統制表

	303	コルガン-パル	スリカー	M. L. エレフ-リ
現役兵使用分	15,000	44,244	21,036	20,328
在庫品	15,000	450,000	35,000	
備後保持分		200,000		
計	30,000	694,244	56,036	20,328
		800,668		

參謀本部
參秘第四五號第八
印常報第二百〇四號

大正十一年十二月十二日

印度駐劄武官 谷 壽 夫

參謀總長子爵 上 原 勇 作 殿

報告事項

阿富汗斯坦國視察報告

第三號

外務省

(已號用紙)

第三章 外交ニ關スル諸件ト英露其他ノ對阿政策

目 次

第一款 阿富汗ノ對外政策

第二款 外務省ノ編成ト其勢力

第三款 對外派遣使臣現狀ト將來

第四款 駐阿外國使臣ノ現狀ト將來

第五款 外務諸官並外國代表者ト小官トノ會見談

第六款 英露其他ノ對阿政策

(已號用紙)

外務省

第一款 阿富汗ノ對外政策

從來英國駐阿代表者ノ屢殺戮セラレタル如ク阿富汗ハ鎖國主義ヲ採リシカ過般現王ノ英斷ヲ以テ外國トノ親交ヲ開始スルヤ頗ル積極的ヲ標榜シ過度ニ宣傳ヲ濫用シ其實質ノ之ニ供ナハサル感ナキ能ハス

現王ハ昨歲歐米各國遊說團ヲシテ諸外國ニ阿富汗ヲ宣傳シ國交ヲ始ムヘキヲ説キ自ラ率先シテ代表使臣ヲ是等諸國ニ派シ次テ此等ニ受テ諸國ノ使臣ヲ自國ニ歡迎スルノ法ヲ採レリ然ルニ自國ノ現狀ハ上述ノ如ク未タ開發ノ域ニ到達セサルノミナラス此等諸外國ト容易ニ通商貿易ヲ開クヲ欲セス爲メニ已ニ派遣セラレタル駐阿外國使臣ヲシテ失望ニ終ラシムルノ情勢ニ在リ只近ク伊太利ハ阿國

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

トノ間ニ國內小距離ノ鐵道敷設並自働車技師ノ派遣ニ關スル協議成リシカ如ク英國トノ通商問題モ近々ノ内成立スルカ如キ形勢ニ在リ

抑モ阿富汗王ハ在來 Kings of Teheran 即チ回教王ト稱シ土國「サルタ」ニ亞ケル勢力ヲ有シ全國民即チ回教徒ノ盟主タルヲ以テ其回々教徒ニ對スル協力心旺盛ニシテ特ニ現王ハ管ニ中東ノ全回教國ニ同情心ヲ保有スルノミナラス東洋諸國ノ有色人團結ノ切要ニ留意シツツアリ之レカ爲メ對外政策亦特ニ東洋諸國ニ一段ノ親交ヲ欲シ内心反歐的態度アリ其一例トシテハ阿富汗ノ開發ニハ歐米技師ヨリモ日本又ハ其他諸國ノ有色人技師ヲ希望シ通商問題亦之レト同様ノ意見ヲ有スルカ如キ其顯著ナルモノナリ

外務省

(已號用紙)

第二款 外務省ノ編成ト其勢力

阿富汗國外務省内ノ分課次ノ如シ

第一課 印度及歐洲ニ關スルコトヲ掌ル

第二課 露國及支那、日本ニ關スルコトヲ掌ル

第三課 土耳其、波斯其他中東諸國ニ關スルコトヲ掌ル

第四課 翻譯課

第五課 暗號課

現下ノ外相「モハメツト、ワリ、カレ」(Mohammed Yali Khan)

ハ昨歲歐米遊說團長トシテ巡遊ノ后今年六月頃歸國ノ上外相ノ椅子ニ就キシモノナルカ其外貌魁偉精力絶倫ノ評アリテ現王ニ對スル配偶トシテ最適任者タルヘキモ自國語(波斯語)ノ外一ノ外國

外務省

(已號用紙)

語ヲ解セス而モ其常務タル單ニ對外關係事項ノミナラス閣議ノ長官トシテ内政ヲモ掌握シ宛然首相ノ職務ヲ採リ其一身ニ負擔スル業務多端ニ過キ諸機關ノ運轉敏活ヲ缺ケルカ如シ

外務次官亦歐米遊說團ニ加ハリシ人ニシテ露都ニモ足跡ヲ印シ英語ヲ巧ミニ操リ爲メニ外務省内有用ノ人物タルモ往々通譯ノ任ニ服スルカ如ク其重要事件處理ノ手腕ニ到リテハ疑問タル能ハス小官同國滞在中ハ主トシテ同官ノ通譯ニヨリテ終始シタルト云フモ過言ニ非ルヘシ

外務省内諸官ハ二十有三名ヲ算フルノミニシテ内英露語ヲ解スルモノ僅カニ六名ヲ出テス日本係課長ハ舊波斯駐劄公使タリシ人ニシテ是亦何等外語ヲ解セス又右外務省員中六名ハ外人接判員ニシ

外務省

テ代ル代ル「ベシヤウ」ト「コーブル」間トヲ往復シ訪阿外人ノ接待ニ任ス而シテ此接判員ノ大部ハ外語ヲ解セサルノミナラス自國文字ヲ書シ得サル無教育者ニシテ素ヨリ國際的儀禮ニ通セス小官ヲシテ常ニ抱腹セシメタリ

上述ノ如ク外務省ノ内外ニ對スル勢力ハ諸官省中ノ第一位ニアリ其建築物ノ如キ宏壯ニシテ特ニ會議室兼面會所ハ美觀ヲ呈スト雖重要ナル事務ニ服スル外相以下ノ公室ハ狹隘ヲ極ム之レ阿富汗式ナルハ上述商務省ヲ述ヘタルトキノ如シ

(已號用紙)

外務省

第三款 對外派遣使臣現狀ト將來

阿富汗外務省ヨリ外國へ派遣シアル使臣並研究生左ノ如シ

(一) 公使

- A 英國、、、ロンドン
- B 佛國、、、巴里
- C 獨國、、、伯林
- D 伊國、、、羅馬
- E 土國、、、君府
- F 波斯、、、テヘラン
- G 露國、、、モスコ

(二) 總領事

外務省

(已號用紙)

外務省

A 印度、ペシヤウ
 B 同右、パラチナイ
 C 同右、チャーマン
 D 露、アスカバド
 E 同右、クラスノボドスク
 F 同右、ペトログラード
 G 同右、クシユク
 (五) 研究生
 獨、佛、伊ノ三國ヘ十名(三ヶ月駐在研究ノ豫定)
 尙近ク派遣セントスルモノ次ノ如シ
 1 米國ヘ公使派遣(過般米國ヨリエンゼルス氏來阿視察セル

(已號用紙)

外務省

1 印度、シムラ(デリー)
 2 ボカラ、ボカラ
 3 露、タシケント
 4 波、メセツド
 (三) 領事
 イ 印度、カラチ港
 ロ 同右、甲谷陀
 ハ 同右、孟買
 ニ 露、メルブ
 ホ 同右、サマルカンド
 (四) 商務官 (Political Agent)

(已號用紙)

(已 號用紙)

ハ已報ノ如ク其表面私務旅行ヲ標榜セルモ官用旅行ナリシ事必然ニシテ小官同人ト面接セシカ其公使交換ノ實現ニ關シテハ明カナラサルモ近キ將來ニ於テ實現ノ公算多シ)

2 支那へ總領事派遣(過般支那使臣ノ交渉ノ爲メ來阿セルトキ交渉成リタルヤニ聞ク)

3 和蘭又ハ蘭領東印度ニ公使又ハ領事派遣(過日阿政府ハ駐印蘭國總領事ニ對シ訪阿ヲ勸誘セルモ未タ實現セス)

此他阿富汗國王ヲ初メ外務省商務省以下軍人側等上下舉リテ日本トノ親交ノ速カナランコトヲ切望シアリ

而シテ駐外公使及領事ハ昨今各地ニ於テ累リニ懇親會、園遊會等ヲ催フシ同國ノ普傳ニ務メツツアリ

外務省

(已 號用紙)

又外務省ハ印度露西亞ヲ初メ歐米各地ノ新聞ニ對シ阿富汗ノ內治外交ノ現狀ト改善トヲ掲載セシメ大ニ宣傳シツツアルモ其記事ノ多クハ誇大的ニシテ其眞情ノ然ラサルコト上述ノ如シ

外務省

(已 號用紙)

第四款 駐阿外國使臣ノ現狀ト將來

現下阿富汗ニ駐節スル外國使臣次ノ如シ

(一) 公使

イ 英國 / / / / Colonel Humphreys.

(舊印度外務次官)

ロ 露國 / / / / Admiral Reskoluikoeff

(英語會話ニ巧ミナリ)

ハ 伊國 / / / / Margus Petemo

(同右夫人ハ英人ナリ)

ニ 土國 / / / / General Fehreddin Pascha

(今次大戦ノ歴戰者佛語ニ巧ミナリ)

ホ 波斯 / / / / Etefa-ol-Molk

(舊駐佛公使ニシテ佛語ニ巧ミナリ)

(二) 總領事

ボカラ / / / / Heshim Sheikha

(露ノ土語)

(三) 領事

外務省

(已 號用紙)

露 / / / / 「バルク」ニ

同右 / / / / 「ヘラツト」ニ

右ノ外近ク獨逸及佛國ハ公使ヲ。支那ハ總領事ヲ派遣スルノ情況ニ在リ

右諸國ノ内公使館附武官ヲ有スルハ英、露兩國ニシテ此他土耳其ハ多數ノ武官ヲ派遣シ阿富汗國陸軍ノ顧問タラシメツツアリ

又右外交官ノ外阿富汗國內ニ駐在スル外人ハ佛國人フーセイ夫婦(古物學者ニシテ近ク同國古物發掘ノ事ニ從事セントス)獨國人

四名(學校教師一、新市街建設技師一、砲兵工廠技師夫婦)土國人技師兩三名等ナリ而シテ一般英國官憲ノ同國入國ハ英國政府ニ於テ禁止シアル現況ナリ

外務省

(已號用紙)

參考ノ爲メ駐阿英國公使館員ノ現状ヲ示セハ次ノ如シ

公使夫妻

參事官

公使館附武官夫妻

英人醫官

同 武官補佐官

同 書記官以下數名

印人顧問

印人將校以下下士卒一分隊(護衛ノ爲メ)

自働車二輛ノ外每週二回貨物自働車ヲ以テ「ベシヤワ」

間郵便物及糧食等ノ補給ヲナサシム

外務省

(已號用紙)

阿富汗政府ハ是等外交官邸^支給ニ便宜ヲ與ヘ且護衛ノ爲メ其兵員
ヲ貸與ス(詳細口頭ニ讓ル)

外務省

(已號用紙)

第五款 外務諸官並外國代表者ト小官トノ會見談

阿富汗國對外政策ニ基キ國王トノ内謁見並外務大臣トノ會見ニ當リ非公式訪問ノ小官ニ對シ累リニ日本ヲ賞贊スルト共ニ親交開始ノ時機ノ速カナランコトヲ期待セラレツツアリ
特ニ外相ハ訪佛ノ際石井大使ト會見兩國國交開始ヲ約シタルコト並過般駐獨同國公使ノ我日置大使ト同様ノ談話交換セラレタルコト等ヲ説明シ小官ニ歸朝ニ際シ盡力セラルヘキヲ欲シタリ
小官素ヨリ非公式訪問ニシテ本問題ニ觸レサルヲ希望シ國王並外相ノ主旨ハ之ヲ我帝國當局ニ傳達スヘキ旨答ヘ置ケリ(尙本件ニ關スル詳細ハ之ヲ歸朝ノ上口頭報告ニ讓ル)
次ニ外國使臣トノ會見談ノ要旨ヲ述フレハ次ノ如シ

外務省

(已號用紙)

1 英國公使及同武官トノ會見

英國公使ハジフレ―中佐及同武官フレ―ザ―少佐ハ已ニ印度ニ於テ懇親ヲ重ネツツアリシヲ以テ兩官共特ニ小官ノ爲メ便宜ヲ與ヘ晚餐會ヲ催ス等懇切ヲ極メ且阿富汗ノ情況ヲ腹藏ナク小官ニ通報シタルハ小官行動ノ爲メ大ニ有利ナリキ
公使ハ着任以來專ラ阿富汗政府ニ對シ其新獨立の體面ノ保持ニ有利ナル如キ態度ヲ採リ毫モ從來ノ如ク威壓式ヲ發揮セサルヲ以大ニ該政府ノ信用ヲ博シ其結果英阿通商ハ有利ニ進捗シ印阿國境上ノ難問題モ亦圓滿ニ解決シツツアルカ如シ
尙公使ハ宴席上小官ニ日本カ代表者ヲ阿富汗ニ常設スルヤ否ヤヲ質問シ小官目下何等具体的カカル考案ナキカ如シト答ヘ小官素ヨ

外務省

(已號用紙)

リ之等ノ件ニハ關係ナキヲ以テセシニ公使ハ更ニ日本ヨリノ使臣ヲ歡迎ス速カニ多クノ邦家ノ代表者「コーブル」ニ出現セハ大ニ面白シト附延セリ本問答素ヨリ一坐談ニ過キスシテ外交的公使ノ言辭ト察シ得ヘカラサルニ非ルモ他日我帝國代表ノ出現ヲ觀ルニ當リ大ニ參考視スヘキニ非ルナキヤ

附記同公使ハ約五ケ年ノ任期ナリト小官ニ告ケタリ爲參考

2 露國公使及同武官トノ會見

現任露國公使ハ「ケレンスキー」時代以前ノ海軍中尉ニシテ后ニ一躍シテ海軍少將トナリ「バルチック」艦隊司令官トナリ后外務次官ニ榮轉ノ上轉シテ現職ニ就キ已ニ一ケ年半ヲ經過セリト氏ハ同々教徒ノ中東ニ於ケル勢力ノ將來ニ囑望シ「アフカン」國ノ發

外務省

(已號用紙)

展ヲ豫期スル旨ノ意見ヲ述ヘ且日露兩國ハ東洋ノ團結上必要ナル楔ヲナスモノニシテ日米間融和至難ナル現狀ニ於テ特ニ日露ノ親交ヲ要スルモノアリト説キゼマルバシヤノ死ヲ悼ミ「エンベルバシヤ」ハ大人物ニ非サル變節漢ナリト判斷シ居レリ尙其言動ニ徵スルニ目下累リニ「ボカラ」ノ懷柔ニ努メアルカ如シ

同公使夫人亦小官ニ會ヒ親日的態度ヲ以テ武官ト共ニ接待セリ公使ハ年齡僅カニ三十有餘ニ過キサルモ武官ハ已ニ四十八九歳ノ老齡ニシテ公使館員八十有五名盛ニ對中東ノ普傳ヲナシツツアル由ナルモ具體的資料ヲ得サリキ

3 伊公使トノ會見

伊國公使ハ同國ノ豫期以上ニ未開發ニシテ交通機關ノ不備ヲ難シ

外務省

(已號用紙)

且阿國天產物ノ將來ヲ懸念スル旨小官ニ語り伊阿通商開始ノ前途
遊遠ナル旨述ヘタリ但シ氏ノ努力ニ基キ近ク伊國技師ノ多數ヲ入
國セシメ「アフガン」交通機關ノ主要ナル自働車ノ大修理工場設
立ニ任セシムル豫定ニシテ已ニ兩國間協議成レリト又聞ク所ニヨ
レハ「コーブル」附近ニ僅々六哩ノ鐵道敷設ノ工事モ亦伊國側ノ
技師ニヨリテ近々着手スルニ至ラント
該公使ト會談中露國公使ヨリノ情報來タリ「チタ」軍浦鹽ニ入レ
ル件其他ノ情報ヲ齎ラセリ公使ハ小官ニ此種通報ノ大部ハ俄カニ
信スヘクモアラス其多クハ勞農政府ノ普傳ナリ由來「アフガン」
ハ四圍交通ノ不便ナルヨリシテ近隣波斯ノ情況ハ勿論全國内ノ事
情ヲモ知悉スルヲ得ス只單ニボカラ附近及露國ノ近情ハ他邦ニ比

外務省

(已號用紙)

シ迅速ニ知ルヲ得ルノミト以テ大ニ參考ニ資スヘキナリ

4 土國公使トノ會見

フアレチン將軍ハ今次大戰初期大尉ヲ以テ蘇西運河ノ交戦ニ從事
シ後ダマスカス及メヂヤノ戰役ニ服シ捕虜トナレル人ナリ
小官ニ對シ日土兩國ハ東洋人トシテ大戰ノ仇敵觀念ヲ去リテ親交
ヲ深クセンコトヲ希望シ日露戰爭ニ於ケル日本軍ノ作戰ヲ激賞セ
リ
氏ハ公使館員ト共ニ今ヨリ六ヶ月以前着任セルカ其君府ヨリノ經
路ハバフート、クラスードボスク、メシエツト及クシユクヲ通過
シ旅程八ヶ月ヲ要シタリト

5 波斯公使トノ會見

外務省

(已 號用紙)

氏ハ嘗テ駐佛公使タリシ人ニシテ今ヨリ一年以前第一回公使トシテ阿富汗ニ赴任セリ其經路テヘラレヨリバグダツト、バストラヲ經テ海路孟買ニ上陸ペシヤワーヨリ入國シ約三十日ノ旅程ヲ費セリト同氏ハ在巴間日本人ニ會セシコトアルモ東洋ニテハ小官ニ面接スルヲ嚙矢トスト述ヘ累リニ日波親交開始ノ速カナランコトヲ希ヘリ

6 ボカラ總領事トノ會見

約一ヶ年以前着任セルボカラ總領事「ボシム、シヤイタイ」氏ハ皮肉ニモ其官舎ヲ勞農政府公使館ノ近隣ニ保有シ居タリシカ近時勞農代表ト交通シ過激派化シタルニアルカ如ク傳ヘラル該總領事ハ極東ノ情況又ハテニキン等ノ運動ニ就キテモ其智識頗ル幼稚ナ

外務省

(已 號用紙)

ルカボカラニ於ケル「エンベルバシヤ」ノ戦死ニ關スル事實ニ就テハ小官ニ圖上説明ノ勞ヲ採リタリ

同總領事ノ「ボカラ」王ニ對スル態度甚タ不遜ニシテ小官ノ「ボカラ」王トノ會見希望ヲ放棄スヘキヲ説キ同人モ數ヶ月間「ボカラ」王ニ會ハサル旨小官ニ告白セシカハ小官ハ英、伊及露國公使並「アフガン」外務當局ノ意見ヲ綜合シ「ボカラ」ノ現狀ハ次ノ如キコトヲ知レリ

即チ西部「ボカラ」ハ近時漸ク過激派化シ東部「ボカラ」ハ依然反過運動ヲ持續中ナルモエンベル、バシヤ戦死以後其勢力失墜シタルカ如シ又「ボカラ」ハ目下王黨ト共和黨トノ反目大ヲ致シ王黨ニ加擔スル青年國民黨ノ威力微弱ナルニ反シ過激派政府ニ左袒

外務省

シツツアル共和黨ハ漸次其勢力ヲ回復中ナリト而シテ前記總領事
ノ一團ハ共和黨ニ屬スルモノナリ

7 ボカラ王トノ會見

ボカラ王「アミール」カ過激派軍ニ追ハレテ「オクザス」河ヲ渡
リ「アフガン」王ノ好意ニヨリテ「コーブル」ノ一隅舊城趾ニ避
難セシハ已ニ二歳ノ昔ナリ爾來同王ハ股肱ノ臣約二百ト共ニ質素
ナル生活ヲナシ好機ノ到來ヲ待チツツアルモ形勢日ニ非ナルヲ如
何セン小官ハ一日外務省ノ承認ノ下ニ同王ヲ訪ヒシカ小官ノ好意
ヲ喜ゴヒ極東ノ事情等質問セラレタリ、小官ハ「アフガン」國王
ト同シク頗ル同情スル所アリ而シテ阿富汗王ハ累リニ「ボカラ」
王ニ對スル助力ヲ欲スルモ大勢上其復興ハ至難ナルカ如シ

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

尙聞ク所ニヨレハ同王居處ニハ刺客出入頗ル危険ナリト
又「ボカラ」ト「アフガン」トハ同一宗教ヲ奉スル上一葦帶水ノ
接壤地ナルヲ以テ「ボカラ」人ノ「アフガン」居住者多キハ怡カ
モ印阿兩國民相互移住シツツアルト同様ナル現狀ナリトス

外務省

REEL No. 1-0712

0306

(已號用紙)

第六款 英露其他ノ對阿政策

阿富汗ノ地タル英露兩國ノ緩衝地帯トシテ兩國政府ハ最モ重要視シ特ニ英國ハ露國ニ比シ一層ノ意ヲ用ヒテ之カ操縦ニ努ムル所アリシハ歴史ノ證スル所タリト雖古來英國ノ對阿政策ハ歴代印度總督ノ交迭ト共ニ硬軟其加減ヲ異ニシ遂ニ今日ニ及ヒ阿富汗ノ獨立ヲ承認スルニ至レリ

現下ノ情況ハ印阿戰爭ニ桂冠ヲ得タル英國側ノ態度ト阿王ノ過激派主義ヲ欲セサル關係上依然トシテ英國側ノ勢力ハ阿富汗殊ニ東部ニ優超セルヲ見ル然リ而シテ將來依然トシテ英露ノ本方面ニ於ケル角逐暗闘ハ其跡ヲ絶タサルヘク吾人ノ注視ヲ要スル所タリ土國ハ宗教上ノ點ヨリ阿富汗トノ親善ヲ持續スルコト容易ナルモ

外務省

(已號用紙)

通商等ノ問題ハ何等爾スル所ニアラス又波斯カ古來「アフガン」ト善カラサル所以ハ主トシテ「スニー」、「シアー」兩派ノ宗派ノ反目ニ歸スルモノト謂フヘク兩國交通路ノ開設ハ前途遠遠ナルモノアラン

伊、獨、佛其ノ他ノ歐米諸國カ對阿政策ハ何等根底ナク只列強タルノ理由ヨリ步調ヲ共ニスル必要上阿富汗ノ請ヲ察レタルニ過キサルヘキモ將來同國開發ノ進運ニ伴ヒ通商上ノ利アルモノト謂フヘシ此點ニ於テ我帝國亦大勢順應策ノ必要アランカ

外務省

參謀本部
參秘第四五號
印常報第二百〇六號

大正十一年十二月十六日

印度駐劄武官 谷 壽 夫

參謀總長子爵 上 原 勇 作 殿

報告事項

阿富汗斯坦國視察報告 第五號

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

第四章 軍事ノ過去並現在
繼前

外務省

REEL No. 1-0712

0308

第九款 阿富汗軍々事上特筆事項

印度軍參謀本部調製對阿作戰資料中ニ「アフガン」人及ヒ其軍隊ノ特質並ニ之ヲ利用スル方法ヲ詳述シアリ以下其要點ヲ摘出シ以テ同國人並同國軍ノ點價ヲ知ルノ參考ニ資セントス

- 一、阿富汗人ハ俄カニ信用スヘカラス通常ニ途ノ使ヒ分ケヲナス
- 二、阿富汗人ノ動作キ勇敢ナルヲ以テ此點ヲ利用スルヲ要ス
- 三、交渉ニハ必ス條件ヲ附スルヲ要ス
- 四、第一アフガン戦争（印度トノ）ニ徴スルニアフガン人ハ降伏者ヲ厚遇セス之レ東洋人ノ特性トシテ捕虜ハ不名譽ナリト心得レハナリ
- 五、阿富汗軍モ近時小銃數ヲ増加セシカハ火戰ヲ主トスト判斷スヘ

(已 號用 紙)

外 務 省

シ蠻族軍亦然リ

- 六、阿國ノ地勢ハ不期戰ヲ行フニ容易ナリ故ニ通常自軍ハ最小ノ損害ヲ以テ敵ニ最大ノ打撃ヲ與ヘントスルニ注意スヘシ
- 又同軍ノ戰法ハ勇敢ニ猛進シ同時ニ戰況ニ熱セサル風アリ
- 七、戰爭間之ヲ要スレハ充分ニ處罰ヲ施行スルヲ要ス而シテ尙之ヲ要スレハ村落ヲ燒クモ可ナリ又死刑ニ處スルモ良シ
- 八、從來同國民ハ國王ヲ逆殺スルノ例多キニヨリ彼等ヲ使暎シ之カ決行ヲ迫ルモ亦一法ナリ
- 九、運蹄、專守防禦並停止等ハ反ツテ阿富汗人ヲ導イテ勇敢ナラシムルモノナルヲ以テ大ニ戒ムヘシ
- 七、「ロバーツ」元帥ノ對阿軍戰法ハ常ニ先ツ正面ヲ攻撃シテ敵ヲ

(已 號用 紙)

外 務 省

(已號用紙)

牽制シ逐次其主力タル豫備ヲ以テ敵ヲ包圍シテ奏效セリ而シテ
 速カニ包圍ヲ完成スルニハ夜暗ヲ利用シテ敵ニ近接スル亦有力
 ナル方法タルヲ失ハス

十一、對阿交戦ニ當リテハ政策攻撃ヲ有利トスルコトアリ之レ戦費
 削減ノ良法ダリ

十二、間諜利用等ニ當リ阿人ヲ使用セシ際現金ヲ以テスル報酬ハ其
 業務達成ノ後ニ與フヘシ決シテ豫メ附與スヘカラス

十三、對阿作戦ニ騎兵ヲ巧ミニ使用セハ奏效迅速ナリ

「ロバーツ」將軍ハ「カンダハル」ノ攻撃ニ當リ最終時期マテ
 騎兵ヲ保有シタル後之レヲ敵ノ退路ニ迫ラシメタルヲ以テ大ニ
 奏效セリ

外務省

(已號用紙)

十四、阿國東北方地帯ハ騎兵及騎砲兵ノ利用至難ナル地勢ナリ
 特ニ砲兵ノ陣地變換ハ容易ナラサルヲ銘記スヘシ

十五、對阿交戦ニ攻守城砲ヲ要セサルモ野戰銃砲殊ニ榴彈砲ハ有用
 ナル兵器ナリトス

十六、歩兵ハ阿軍ニ對シ絶對攻撃ヲ必要トス

十七、阿軍「スリム」戦法ニ對スル留意必要ナリ

十八、阿軍ハ往々非武裝非訓練ノ輸卒ヲ携持スルニヨリ攻撃ノ好目
 標タルヘシ

十九、阿國ノ道路不良ナルヲ一般トス故ニ軍隊ノ行軍間道路偵察最
 モ肝要ナリトス

二十、印軍ハ其國境端末ヨリ鐵道輸送ヲ離レ徒步行軍ニ移ルニヨリ

外務省

輸送掩護其他研究ヲ要ス

二、糧食ハ阿國內現地調算ヲナスヲ得

二三、兩回ノ印阿戰爭ニ際シ英軍ハ防寒被服ニ對シ苦キ經驗ヲ有ス
ルニヨリ豫メ對阿戰防寒具ノ準備ヲ必要トス

二四、戰史ノ證明スル阿軍過失ノ主ナルモノ次ノ如シ

a、高地搜索ノ不備

b、連絡ヲ忽ニス

c、相互應援ヲナサス協同動作ノ缺如

d、退却後衛ヲ忘ルルコト多シ

e、日没時ノ警戒ハ頗ル疎ニシテ忘ルヲ一般トス

f、交戦準備ノ不注意

(已號用紙)

外務省

g、其向背ヲ金錢ニヨリテ買收セララルコト往々アリ

(已號用紙)

外務省

REEL No. 1-0712

0311

(4) 機關砲		(3) 山砲		(2) 重砲		(1) 野砲		(二) 火砲	
三〇三自働機關式	マキシム、マルチニ、ヘリ	六、同	二、パレル、ガードナー	七、封度	三、封度	三、封度	一、二、封度	一、二、封度	一、二、封度
(一八九八年式)	(一八九四年式)	(一八九四年式)	(一八九七年式)	舊式印度砲	ノッテキス	ノッテキス	ノッテキス	ノッテキス	ノッテキス
一挺	一挺	三挺	四挺	(一八九四年式)	(一八九二年式)	(一八九二年式)	(一八九六年式)	(一八九四年式)	(一八九四年式)
		六門	六門	四門	六門	六門	三〇門	六門	二門
		二十九挺	五十四門				五十門		

外務省

(已號用紙)

以上總計	右ノ外在庫品	計		砲兵		騎兵	
		歩兵	乘馬兵	守備隊	カフル	守備隊	カフル
三〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一九一六	二三八〇	二九三六	七三六
四九,四二四	四五,〇〇〇	四四,二四四	四四,二四四	五七九	二九三六	五七九	八二八
五〇,〇〇〇	四五,〇〇〇	一〇〇,六〇八	一〇〇,六〇八	五一三七	二九三六	五一三七	八二八
六〇,六〇八	三五,〇〇〇	二一〇,三六	二一〇,三六	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
	ナシ	三〇,三二八	三〇,三二八	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇

外務省

(已號用紙)

右ノ外アフタラ、ラーマン王現世ノ際英國ヨリ送リタルモノ次ノ如シ

八吋榴弾砲 十二門

七吋 RBL 砲 二門

ホツキス野砲 二門

十八封度野砲 十門

七封度山砲 六門

SB 砲及榴弾砲 三十門

セムカリ砲 三十門

右ノ外輜重器材左ノ如シ

象 二十頭

小馬及騾馬 一四〇〇〇頭

(已 號用紙)

外 務 省

車 輜 三噸積自働車 十二輛

三十人乗同右 一輛

七人乗自働車 三輛

五人乗 同右 二十七輛

二輛輜重車 一千輛

牽 索引機關車 三輛

(已 號用紙)

外 務 省

REEL No. 1-0712

0314

第十一款 軍靴ノ製造ト製絨

阿富汗軍ニ對スル長短(短ハ編上式)兩靴ノ製作ハ今ヨリ二十年以前ニ官用製靴所ノ設置セラレタル以降同所ニ於テ擔當ス同社長ハ印人技師ニシテ一九〇五年日本ニ渡來シ櫻組製靴部ニ入り學ビタル人ニシテ目下三〇〇名ノ職工ヲ使用シ國庫ヨリ八十萬「コーブル」留比ノ^{豫算}平等ノ下ニ毎日百五十足(長靴²⁴留比短靴ハ十四留比ノ廉價)ヲ調達ス而シテ希望ニ應シ民間ニモ販賣ス又同製造所ニテハ傍ラ燐寸ノ製作ニ從事シ目下日額四千個ヲ製スルニ過キサルモ「アフガニ」中唯一ノ燐寸製作所トス

次ニ製絨所ハ已述セシ如ク兵器製作所内ニアリテ日本式舊式機織機械ヲ使用シアル^ハ最モ注目スヘキ現象トス其精製器ハ質粗雜ナリト

(已 號用紙)

外 務 省

雖日程五尺一寸巾ノモノ五萬尺ヲ製作シ^得加之同國ノ羊毛事業ハ前途有望ナルモノアリ

(已 號用紙)

外 務 省

(已 號 用 紙)

第十二款 蠻族ト交戦兵力

印度參謀本部調査ニ基ツク蠻族ノ交戦兵力ヲ判断スルコト次ノ如シ

Afghans	548,000
内 譯	
Durranis	240,000
Ghilzais	200,000
Pashouns	108,000
Non-Afghans	692,200
内 譯	
Fajjis	300,000
Uzbeks	150,000

外 務 省

(已 號 用 紙)

Ramshedis	4,000
Rirozkohis	10,000
Reimaris	32,000
Reimaris	3,000
Mughals	6,000
Kipchaks	3,000
Zohris	2,000
Kala Mao Hazaras	3,200
Hazaras	110,000
Kuzelbashes	20,000
Kafirs	14,000
Safis	8,000
Dahmans	15,000
Relaks	2,000

外 務 省

外務省

以上ハ單ニ人頭額ノミニテ交戦價値ニ關シテハ疑問トスル所タリ

(已號用紙)

外務省

Arakis	2,000
Brahais	3,000
Balnchis	5,000
以上	1,240,000
計	

(已號用紙)

REEL No. 1-0712

0317

(已號用紙)

第十三款 要塞

現在存置スル要塞ハ附圖ノ如ク多數アルモ其多クハ無實有名ノモノニ過キス主ナルモノ次ノ如シ

カブール附近	Jabalus Sizar	Kabul	Asmar
Barricot	Kelat-vi-Siraz	Kehl	
Jelalabad	Gardez	All Kheal	
Mertun	Urgun		
Dandad	Fal Gabad	Shadisi	
Rashk (Pishan)			

尙舊式大砲ヲ備フルモノニシテ主ナルモノ左ノ如シ

要塞名	砲手數	砲數
-----	-----	----

外務省

(已號用紙)

Asmar	120	21
Barricot	60	9
Kehl	2	4
Mertun	2	11
Kandaher		5
Herat	120	6
外ノ地兵不取	98 112 116 110 136	37

外務省

(已號用紙)

第十四款 印度參謀本部ノ對阿富汗作戰準備
印度軍對外作戰ノ主要目標カ阿富汗國ナルハ茲ニ謀々スルヲ要セ
ス今印度參謀本部ノ調査ニ基ツク阿富汗國戰時推定兵力及兵器ノ
分布左ノ如シ

外務省

(已號用紙)

參謀本部參秘第四五號第11
印常報第二〇七號

大正十一年十二月十八日 印度駐劄武官 谷 壽夫
參謀總長子爵 上原 勇 作殿

報告事項

阿富汗斯坦國視察報告

第六號

外務省

REEL No. 1-0712

0319

第五章 國民生活ノ現狀ト其特性

阿富汗斯國民ノ生活ハ頗ル簡易ニシテ文化ノ域ニ到達セス已述セシ如ク國民ハ上下ノ二階級ニ大別シ得ヘク中産階級ヲ缺如シアルハ同國發達ノ爲メ一大支障ナリト謂フヘク其大部ノ下級人民ハ土製家屋ニ起居シ氣候ノ變遷ニ從ヒ所謂水草ヲ追テ移轉スルモノ頗ル多シ現ニ「コーブル」ト「ジャラバッド」(此距離約五十里)トノ間ニ移住スルモノ數百ヲ算シ又東方國境附近ニ居住スル種族ノ多クハ冬期通商ヲ兼ネテ印度内地ニ冬期ヲ移住スルモノ數十萬ニ上ルヲ觀ル而シテ其移轉ニ當リテハ妻子眷族ノ外牛馬駱駝、犬、鶏、羊等一切ノ家財ヲ引具シテ數十名ヨリ成ル隊商ヲ編成シ護衛用銃器ヲ携持シ途次幾日ヲ幕營シテ移轉スルヲ常トス

(已 號用紙)

外 務 省

(已 號用紙)

阿富汗人ノ特性ニ關シテハ前章ニ述ヘタル如ク悍汗且宗教崇拜熱強烈ニシテ東洋人ノ特性タル謙讓ノ性ニ缺キ上級者ハ路上ニ徒歩スルヲ卑シミ徒ヲニ外形上ノ体裁ヲ飾ルニ努メ多クハ誠實ニ缺如スルヲ見ルト雖其喫茶式竝相撲ノ慣習ハ全然東洋式タルヲ失ハス又阿富汗人ノ起原ハ猶太ナリト傳ヘ「アラビア」ヨリ移住セシモノニシテ人種幾多ノ復雜ナル關係ヲ生ム言語亦之レト同様統一ヲ缺クコト次表ノ示ス所ナルモ今年十二月「アミール」ハ「バスト」語ヲ以テ阿富汗國ノ國語トシ波斯語トバスト語トノ兩用字典ヲ編成中ナリト聞ク

外 務 省

阿國人口言語並宗教關係一覽表

Tribes	1.0	言語	宗教
Durenis	1,200,000	波斯語及 Pasutu	} 〽= (モハメタン)
Salyids	25,000	"	
Ghilzais	1,000,000	Pasutu	
Pasians	601,500	"	
(2) 阿マツガニ			
Rajiks	1,500,000	Persian	シブ—
Urbaiks	750,000	Turke	〽=—
Jamsheids	20,000	Persian	〽=—

(已 號 用 紙)

外 務 省

Firozkoids	50,000	Persian	〽
Reimendis	160,000	"	〽
Reimuris	15,000	"	シブ—
Mughalns	30,000	Mughal	〽=—
Kipchaks	15,000	Persian	〽
Zohris	10,000	"	〽
Kebe Neo Hazaras	16,000	"	〽
Hazaras	7,000	"	〽
Kizilbeshes	550,000	Turke	シブ—
Kafirs	100,000	Kafiri	〽=—

(已 號 用 紙)

外 務 省

(已號用紙)

Setis	40,000	Keltis	K = -
Delgens	75,000	Sanskrit	K = -
Reids	10,000	Barbars	K = -
Arcolis	10,000	"	K = -
Gabars	?		
Umars	?		
Mrehs	?		
Barbars	?		
Brahms	15,000		K = -
Bahochs	25,000		K = -
(3) 外人		Brahmi Buhuchl	

外 務 省

(已號用紙)

印度人	30,000	Persian, Pashtu	(印度教)
アラビヤ人	25,000	Persian	
ターコマン	10,000	Purke	
タークーン	8,000		
Kirghiz			回教
ウシブ人			
ハラフナー人			
Khwaljas	20,000		
回教印度人			
猶太人			猶太教
以上 總計			

外 務 省

(已號用紙)

阿富汗種	2,926,500
波斯種	3,461,000
外人	93,000
計	6,380,500

以上の内、テニニハ最高級人種ナリ

外務省

(已號用紙)

第六章 教育ノ普及ト宗教ノ勢力

阿富汗國ハ在來政教一致ニシテ宗教ノ絶優的勢力ハ國民ノ教育ニ代
 レルト同時ニ一般教育ヲ阻害セルノ嫌ナキ能ハス即チ今日何人モ一
 度「アフガニ」ニ足ヲ踏マンカ必スヤ上ハ國王ヨリ下ニ乞食ノ徒ニ
 至ル迄終日「メツカ」方面ニ對シテ土下座拜禮シツツアルヲ目撃ス
 ヘク彼等回教徒ハ毎日六回何レノ土地ニ在ルヲ問ハス禮拜スルヲ常
 トシ甚タシキハ前印度代表使臣ノ如キ正裝、土下座スルヲ觀ル尙毎
 食前ニモ同様ノ禮拜ヲ行フト雖是等國民ノ多數ハ所謂「コーラン」
 ヲ暗誦スルノミニテ其意味ヲ解スルナシ
 其宗教熱ノ熾盛ナルニ加ヘ現在ハ苟クモ阿富汗國民ニシテ異教ヲ信
 スルモノアランカ之ヲ死刑處分スヘシト宣スルヲ以テ其勢力ハ益々

外務省

(已 號 用 紙)

威ヲ逞フスルニ至レル現状ナリ雖然阿富汗人ノ宗派ハ「スニー」ニシテ波斯ノ「シア」ト相容レサルモノアリ之レ兩國ノ融和ヲ缺如スル所以ニシテ回教中ノ兩派軋轉ハ將來注目ヲ要スルモノト謂フヘシ

近時「アミール」ハ國民教育ノ普及ニ努力シ已ニ「コーブル」ニ「ハビブラー」大學ヲ設置シ其他各都市ニ小學校程度ノ數校アリト雖未ダ義務教育ノ程度ニ到達セサルヲ以テ同國國民教育ノ幼稚ナル現狀ヲ知ルヘシ

小官上記ハビブラー大學ヲ視察シ附録ノ教科書ヲ手セシカ教員十五名中渡印セシ教頭一名英語ヲ話スノミニシテ外ニ語學教官トシテ獨逸人一名アリ生徒ハ其數三百名（内印人三十一名）ヲ算シ課目ハ修

外 務 省

(已 號 用 紙)

身（コーラレヲ讀ム）歴史、地理、法政、教育學、外國語（英獨）技術建築學、財政經濟等ニシテ各生徒將來ノ方針ニ基ツキ科目ヲ配當スルモ体育ハ之ヲ行ナハス校長並生徒總代ノ日阿親善ヲ欲スル演說アリシヲ以テ小官ハ阿富汗ノ世界的將來ハ一ニ現下在校生徒ノ勤怠ニ基ツクモノナルヲ説キ且智德体ノ三育ノ緊要ヲ述ヘタリ

女子教育ノ爲メ十歳乃至十八歳ノ生徒ヲ收容スル女學校コーブルニ設立セラレタルハ由來女子幽閉主義ヲ探レル同國トシテ一大英斷ト謂フヘシ

外 務 省

第七章 産業及貿易

阿國ノ産業狀態未開發ナルハ已ニ數次述フル所アリシカ農産物中小
麥大麥其他ノ穀物中二作ノモノ多ク果實ハ一年ヲ通シ過半期ニ亘リ
豊富ナリ就中秋期ノ葡萄ハ「コーブル」「ジャララバツト」及北部
一帯ニ生産シ此他メロン、水メロン（我、水瓜ニ等シ）巴旦杏等ノ
輸出乾果物ノ年額實ニ三百万モント（一「モント」ハ四十「シヤ」）
ニ達シ此他毛織物ノ輸出年額五百万モント。「カーベツト」ハ同様二
百万留比ヲ輸出ス
國內ハ地勢上石油、金銀、銅、鉛、アルミニウム、ルビー其他
岩鹽等多額ニ産出スルカ如キモ末タ之カ調査ヲ完了セサル情態ニシ
テ羊毛事業ハ漸次好況ヲ呈シツツアリ

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

馬匹及駱駝ノ數ハ頗ル多ク前者ハ「コーブル」ノ周圍二十哩以内ニ
八千頭ヲ有シ後者ハ全國ニ現在數百万頭アリト而シテ馬匹ノ輸出
ハ嚴禁シアルモ商務大臣ノ小官ニ語ル所ニヨレハ日阿國交開始後特
ニ日本ヘノミハ之ヲ輸出セント「附記一頭百五十圓又ハ二百圓位ナ
リ」
尙商務大臣ハ日阿ノ親善ヲ説キタル上輸入品ノ現状ハ左ノ如クニシ
テ特ニ日本品ヲ歓迎スヘシト語り東洋人ハ歐米品ヲ嗜好セサル旨極
言セリ

茶 (輸入年額四百乃至五百万留比)

綿毛 (同 三千万留比)

砂糖 (同 三百万留比)

外務省

(已 號 用 紙)

日用品、インテグ、銀器

鐵、銅、石炭、陶器、

現下輸入品ノ多クハ印度ニシテ間々歐洲ヨリ孟買ベシヤリー經由輸入品アリテ孟買ニテ課税セルヲ「ベシヤリー」ニテ拂戻スルノ便アルモ阿國ノ課税低廉ナラサル現狀ナリ、露國品ハ印度品ニ亞キ主トシテ「ボカラ」地方ヨリ輸入ス

次ニ印度參謀本部ハ作戰上ノ必要ニ基ツキ阿國物資並其輸送材料ヲ調査セリ參考ノ爲メ左ニ大要ヲ記述セン

一、物 資

- A、コーブル市ニハ馬匹一万頭分一ヶ年繼續シ得ル小麥並大麥アリ
- B、アフガニ、トルキスタンニハ第一年ニ二百人分第二年ニ四百人

外 務 省

(已 號 用 紙)

分第三年ニ六百人ナル比ヲ以テ持續スヘキ糧食アリ

C、「カンドハール」ニハ一師團並一騎兵旅團ニ對スル糧秣ハ何時タリトモ之ヲ調辨シ得可シ

D、南方「ヘルマンド」ノ東方地區ニハ一万八千乃至二万人分ノ糧秣アリ

E、「ヘラツト」ニハ六ヶ月四万人ヲ給養シ得ヘキ糧秣アリテ若シ二万人ナルトキハ永久ニ給養ヲ地方調辨ニ得ラルヘシ
F、シスタン(西南部)ニテハ糧秣一万五千人分ヲ得

外 務 省

(已 號 用 紙)

地名	種別	数量	備考
Jelelebad	駱駝	4,400	
Togart	馬	15,000	
Kabul	牛	多數	以下カブールの北方
Mei den	馬	6,400	六月乃至十月迄まで
Parjshir	牛	1,000	
Ghorbari	馬	10,000	
Banoian	牛	10,000	
Andarab	馬	若干	普通
Kameri	牛	若干	
Sorgham	馬	若干	
Ghorl	牛	2,000	
Baghlan	馬	多數	
Rye Halbek	牛	2,000	
Felzabad	馬	10,000	

外 務 省

(已 號 用 紙)

地名	種別	数量	備考
Karvahan zu Kundug	牛	10,000	
Nash Kurghal	馬	2,000	
Hardehahn	牛	1,000	
Sheberghen	馬	1,200	
Andkhui	牛	100	カブールのカレバール同
カレバール	馬	35	
Zarvat	牛	5,500	
Hazarst	馬	12,000	
Ko-dahar	牛	5,000	エーシャーハン、ラクト同
Zamindawe	馬	少數	
Pusht: Rud	牛	少數	
Girishk-Farahz	馬	25,000	
Farah	牛	少數	
Taiment	馬	800	

外 務 省

(已 號 川 紙)

- 3 -

Sabzawel	13.350	1.470	5.835	7.000
Horat	14.500	27.500	42.000	11.000
Badghis	5.000	8.900	50.000	40.000
Herma	87.000	7.000	10.000	
Helmand	87.000			
Kabul Distr. Sistari	3.000	800	16.000	
Sistan	4.000	1.200		30.000

外 務 省

0328

REEL No. 1-0712